

事 務 連 絡
平成23年3月22日

各都道府県薬務主管部（局）
薬務主管課（薬剤師免許担当） 殿

厚生労働省医薬食品局
総務課（試験免許係）

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う薬剤師の免許申請等
に係る取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県（以下「被災県」という。）を住所地とする者及び現在被災県に居住する者（一時的に被災県に滞在する者及び一時的に被災県以外の都道府県に移動した者を含む。以下同じ。）を対象として、薬剤師の免許申請等について、下記のとおり取り扱うこととしたため、御了知の上、関係各位への周知方よろしく願います。

なお、被災県の復旧状況等にかんがみ、下記の取扱いの延長等を検討することがあり得る旨を申し添える。

記

1. 平成23年薬剤師国家試験に係る取扱いについて

(1) 合格発表に係る取扱いについて

薬剤師国家試験の合格発表については、厚生労働省のホームページに合格者の受験番号を掲載することとしている。

今般の震災の発生を受けて、現在被災県に居住する者のうち、当該ホームページを閲覧できる環境にないものや受験票を亡失したもの等、合否結

果の確認が困難なものについては、厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係に対して自らの合否結果を問い合わせさせていただいて差し支えないこととする。

(2) 合格証書が届かず、受験番号等が不明な場合の申請受付について

新規の免許申請については、受付窓口で薬剤師免許の申請有資格者であることの証明として国家試験合格証書を提示し、申請書に記載した合格証書番号との照合を行うこととしているが、郵便物の配達困難により国家試験合格証書が届かない申請者が発生することが想定されるため、窓口において本人確認ができれば、合格証書番号を記入しなくても申請を可能とする。

(3) 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

今般の震災により、官公署等が十分に機能しておらず、また、交通機関や郵便等が十分に復旧していない状況にかんがみ、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者による免許申請に係る添付書類について、①から④までのとおり取り扱うこととする。

また、②から④までの取扱い(①については(イ)及び(ウ)の取扱いに限り、③については判決謄本の添付に係る取扱いに限る。以下同じ。)により免許申請を行った者に対しては、免許証に代えて、登録済証明書(有効期限は平成23年12月31日)を発行することとする。このため、①から④までの取扱いにより免許申請を行う者は、官製はがきに受取先の住所及び氏名を正確に記載し、免許申請書に添付することとする。当該登録済証明書を発行された者については、平成23年10月31日までに正規の添付書類を厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係あて郵送により提出することとし、正規の添付書類が揃い次第、免許証を交付することとする。

なお、①の取扱いについては被災地を本籍地とする者、③の取扱いについては被災県内に判決を受けた裁判所を管轄する検察庁が所在する者も対象とする。

① 戸籍謄(抄)本(外国人登録原票記載事項証明書を含む。以下同じ。)の添付

(ア) 本籍地(日本の国籍を有しない者の場合は外国人登録先)の官公署等が十分に機能しておらず、戸籍謄(抄)本の入手が困難な者については、戸籍謄(抄)本に代えて、本籍地が記載された住民票を添付することとして差し支えないこととする。

(イ) (ア)の取扱いによることが困難な者については、パスポート、運転免許証（旧様式）、卒業証書等、本籍地を確認できる書類の写しを添付することとして差し支えないこととする。

(ウ) やむを得ず、(ア)及び(イ)の取扱いによることが困難な者については、申立書（別紙1）を添付することとして差し支えないこととする。

② 後見登記等ファイルに登録記録がない旨を証明する書面の添付

交通事情等により、後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面（以下「登記されていないことの証明書」という。）の入手が困難な者については、登記されていないことの証明書に代えて、申立書（別紙2）を添付することとして差し支えないこととする。

③ 判決謄本等の添付（罰金以上の刑に処せられた者に限る。）

交通事情等により判決謄本の入手が困難な者や、震災により判決謄本及び領収書（罰金刑に処せられた者に限る。）を亡失した者については、判決謄本等に代えて、申立書（別紙3及び別紙4）を添付することとして差し支えないこととする。

④ 医師の診断書の添付

居住地の医療機関の状況にかんがみ、健康診断を受診することが困難である場合等、やむを得ず医師の診断書を用意できない者については、厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係に個別に御相談いただきたい。

(3) 住所地以外の都道府県での申請受付について

免許申請については、申請者の住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請することとしており、各都道府県においては、一般に、管下の保健所に申請書を提出するよう指導されているところである。

今般の震災により、官公署等が十分に機能しておらず、また、交通機関や郵便等が十分に復旧していない状況にかんがみ、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者については、現在居住する都道府県や近隣の都道府県を中心として、全ての都道府県において申請書の提出を受け付けることとする。各都道府県においては、適切に受理し、手続を進めるよう御協力方よろしく願います。

2. 免許証を亡失、き損した者に対する登録済証明書の発行について

薬剤師の免許を受けた者が就職等の手続に際して免許証を必要とすること

にかんがみ、被災により免許証を亡失し、又はき損した者に対し、「登録済証明書」を発行する。この取扱いについては、「地震や台風等の自然災害による被災者に対する薬剤師名簿の登録済証明書の発行について」（平成16年11月9日付け事務連絡）（別添）を参照し、申請を行うこと。

戸籍

申 立 書

この度の薬剤師免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である戸籍抄（謄）本（外国人登録原票記載事項証明書）を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、厚生労働省が定めた提出期限までに、戸籍抄（謄）本（外国人登録原票記載事項証明書）を事後提出することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

(別添2)

後見登記

申立書

この度の薬剤師免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である「登記されていないことの証明書」を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、私が成年被後見人又は被保佐人に登記されていないことを申し立てるとともに、厚生労働省が定めた提出期限までに、「登記されていないことの証明書」を事後提出することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣

殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

判決謄本

申 立 書

この度の薬剤師免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である判決謄本を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、私が処された罰金以上の刑の詳細を申し立てるとともに、厚生労働省が定めた提出期限までに、判決謄本を事後提出することを確約いたします。

記

- (1) 罪名・刑罰・罰金の場合は納付の有無
(例：暴行により罰金30万円、納付済)

- (2) 判決を受けた年月日・裁判所 (例：平成23年3月1日、東京簡裁)

- (3) 事件の概要

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

領収書

申立書

この度の薬剤師免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である領収書を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、平成 年 月 日に裁判所から言い渡された罰金刑による罰金 円を支払ったことを申し立てます。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣

殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

(別添)

事務連絡
平成16年11月9日

各都道府県薬務主管部（局）
薬務主管課（薬剤師免許担当） 殿

厚生労働省医薬食品局
総務課（試験免許係）

地震や台風等の自然災害による被災者に対する
薬剤師名簿の登録済証明書の発行について

地震や台風等による被災者のため薬剤師免許証を亡失又はき損した者の薬剤師名簿への登録の証明について、今後、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 登録済証明書の発行について

薬剤師の免許を受けた者が就職等の手続きに際して薬剤師免許証を必要とすることに鑑み、被災により薬剤師免許証を亡失又はき損した者のうち希望する者に対し、特別に登録済証明書を発行することとする。

なお、当該登録済証明書の有効期限は、発行日から1年とする。

2. 申請方法

登録済証明書の発行の申請は、申請者が直接厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係に往復はがきを送付することにより行うものとする。

3. 申請時の必要記載事項

往復はがきの往信葉の裏面に別紙の登録済証明書交付申請事項を記載し、返信葉の表面には受取先の住所と氏名を記載すること。

なお、返信葉の裏面には何も記載しないこと。

別 紙

薬剤師名簿登録済証明書交付申請事項

1. 登録番号 第 号
2. 登録年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

※

3. 本籍地 都・道・府・県
(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)

※ ふりがな

4. 氏 名

※

5. 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

※

6. 性 別 男・女

7. 試験合格 昭和・平成 年 月
(受験地 ○ ○ 都・道・府・県)

※

8. 現住所
(現在の連絡先) 電話 — —

※

9. 被災時住所

※

10. 備 考

- 注) 1. ※印は必ず記入すること。
2. 登録番号等不明な場合は記入を要しない。
3. 申請する際は、往復はがきの往信葉の裏面に上記項目を可能な範囲で記載し、返信葉の表面には受取先の住所と氏名を記載すること。
 なお、返信葉の裏面には何も記載しないこと。
4. 備考欄には、自然災害名を記載すること。

薬剤師名簿登録済証明書交付申請事項

1. 登録番号 第〇〇〇〇〇〇号

2. 登録年月日 昭和60年4月30日

※

3. 本籍地 〇〇県
(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)

※ ふりがな こうせい たろう
4. 氏名 厚生 太郎

※

5. 生年月日 昭和11年1月1日

※

6. 性別 男・女

7. 試験合格 昭和60年3月
(受験地 〇 〇 都・道・府・県)

※

8. 現住所 □□県△△市◇◇〇〇丁目〇〇番地〇〇号
(現在の連絡先) 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

※

9. 被災時住所 新潟県◎◎市△区◇◇〇〇丁目〇〇番地〇〇号

※

10. 備考 新潟県中越地震による災害のため
台風第〇号による被害のため など

- 注) 1. ※印は必ず記入すること。
2. 登録番号等不明な場合は記入を要しない。
3. 申請する際は、往復はがきの往信葉の裏面に上記項目を可能な範囲で記載し、返信葉の表面には受取先の住所と氏名を記載すること。
なお、返信葉の裏面には何も記載しないこと。
4. 備考欄には、自然災害名を記載すること。

(参 考)

登 録 済 証 明 書

氏 名	
登 録 番 号	第 号
登 録 日 年 月 日	平 成 年 月 日

上記のとおり薬剤師名簿に登録されていることを証明する。

平 成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局長

<備考>

この登録済証明書は、自然災害の被災者が、就職等諸手続の際、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は発行日より1年間である。

なお、証明書は紛失等しないよう取扱いについては十分注意すること。